移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和3年度)

住 所

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

事業者名 阪神電気鉄道株式会社 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役・社長 秦 雅夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況			
大開駅	・上り線ホームとコンコースを結ぶエレベーターを1基設置する。(2021年度予定) ・コンコースと地上を結ぶエレベーターを1基設置する。 (2021年度予定)	計画の通り実施済計画の通り実施済			
大阪梅田駅	・可動式ホーム柵を1番ホームへ設置する。 (2021年度予定) ・可動式ホーム柵を2番ホームへ設置する。 (2022年度予定) ・可動式ホーム柵を3番・4番ホームへ設置する。 (2023年度予定)	計画の通り実施済			
神戸三宮駅	・可動式ホーム柵を2番ホームへ設置する。 (2021年度)	計画の通り実施済			

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター・ エスカレーター の機能確認	・エレベーター・エスカレーターの機能を維持するために定期 点検等で機能の確認を実施	計画の通り実施済
照明器具の機能 維持	・照明器具の定期点検や器具清掃・ランプ交換及び適切な経年 更新を実施して照明器具の機能維持を図り、適切な照度を確保 する。	計画の通り実施済
分かりやすい情 報の提供	・聴覚障害者に対しては案内ボード・メモ書き等を利用して意思の疎通を図る。 ・異常発生時は音声に併せ、情報案内ディスプレイ、案内表示器等による情報発信を行う。	計画の通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士 の資格を有した 係員の介助	・乗車時のお手伝いを希望される方については、駅係員に申し出ていただき、対応する。 ・係員無配置時には、インターホン等により申し出ていただき、駅長室から係員を派遣して対応する。	計画の通り実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況			
	・ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新、ホーム及び コンコースにおける情報案内ディスプレイ、案内表示器での情 報提供を行う。	計画の通り実施済			
駅構内での自動 音声案内の充実	・大開駅のバリアフリー化工事にあわせて、音声・音響による 案内設備を整備する。 (2020~2021年度)	計画の通り実施済			

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
業務研究会	・毎年、各種運動期間に業務研究会を開催しており、その機会 を捉え接遇教育を行っている。	駅係員、乗務員全員に 対し接遇教育実施
障害者の接遇に 関する民間資格 の取得促進	・運輸現業社員のサービス介助士資格習得を推進する(取得費用については会社負担)。	対象者全員取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ及 び駅構内放送の 充実	・注意喚起ラインの設置・可動式ホーム柵の供用開始等について、「安全・CS向上への取り組み」としてホームページに掲載する。 ・阪神電車からのお願いとして「声掛け・見守り」について駅 構内放送及びホームページで啓発する。	計画の通り実施済

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況
 - ・ホーム駅構内の自動放送に於いて目の不自由な障がい者に対する「声かけ、見守り運動」を実施している案内に併せ、他のお客様にもご協力していただけるように協力依頼の自動放送を適宜実施した。
- (3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

(令和3年度)

住 所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号事 業者名 阪神電気鉄道株式会社 代表者名 代表取締役・社長 秦 雅夫 (役職名及び氏名)

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和4年3月31日現在)

鉄道駅	o D ₽	路線 名	所在都道府	一日当たり有	人駅.	公共交诵	段差への	プラット	段差が解	エレ	ベー	エス	カレー	その他の	傾斜路の	祖覚障害	案 内 設 備	隨害者 対	隨害者対	隨 害 者 対	重いす使	転落防口
	称	424	県市町村	一日当たり有。 の利用者数無。	別	滑化基準	対応	ホームの 数	いるプ	タ ー (基	の設置数	ー ハ タ ー 基	の設置数	昇降機の 設置基数	数	ブロック	有 無	の設置の	口の設置	機の設置	滑な乗降	設備の記
						省令適合の 有無			ラ ッ ト ホームの 数							の設置の 有 無		有 無	の有無	の 有 無	が可能な プラット ホームの	置の有象
									**												数数	
			都 道 府 23区・郡 町・村																			
	+		県 ・市 ・区																			
大阪梅田	駅ス	本 線	大阪府 大阪市 北区	139,139 人			0	5	5	1	基 (1)	2	基 (1)	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	5	
福島	駅ス	本 線	大阪府 大阪市 福島区	8,792 人			0	2	2	3	(3) 基	3	(2) 基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
野田	駅ス	本 線	大阪府 大阪市 福島区	28,603 人			0	2	2	3	(3) 基	3	(3) 基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
淀川	駅ス	本 線	大阪府 大阪市 福島区	4,770 人			0	2	2	2	(2) 基		基	基	1 (1) 箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
姫島	駅ス	本 線	大阪府 大阪市 西淀川	12,354 人			0	2	2	2	(2) 基		基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
	駅ス		大阪府 大阪市 区	14,829 人			0	2	2	3	(3) 基	1	基	基			0	0 0	0 0			0
	駅		兵庫県 尼崎市	7,452 人			0	2	2	3	(3) 基	1	基	基			0	0 0	0 0			
	+	本、阪神なんば線		7,631 人			0	3	3	4	(4) 基	3	(2) ^基		(3)		0	0 0	0 0		_	_
	駅ス	本、阪神なんば 線 	兵庫県 尼崎市	45,850 人			0	2	2	3	(4) 基	6	(3) 基	基基			0	0 0	0 0		-	0
尼崎センター	駅ス		兵庫県 尼崎市	9,407 人			0	2	2	3	(3) ^基	6	(6) ^基		箇所		0	0 0	0 0			
ノール削	_		兵庫県 尼崎市 西宮市	24,882 人			0	3	3	2	(3) ^基 (2) ^基		(6) ^基 基	基			0	0 0	0 0			
电层, 计床	駅ス		兵庫県 西宮市	20,973 人		0	0	2	2	2	(2) 基	2	(2) 基	基	(0)	0	0	0 0	0 0	0 0	2	0
	駅ス	本 線	兵庫県 西宮市	46,116 人		0	0	3	3	5	(5) ^基	2	(2) 基		1 (1) 箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	3	0
久寿川	駅ス	本 線	兵庫県 西宮市	3,941 人			0	2	2	2	(2) 基		基	基			0	0 0	0 0	0 0	2	
<u>今津</u>	駅ス	本 線	兵庫県 西宮市	29,541 人			0	2	2	2	(2) 基	6	(6) 基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
西宮	駅ス	本 線	兵庫県 西宮市	41,838 人			0	2	2	7	(7) 基	10	(10) ^基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
香櫨園	駅ス	本 線	兵庫県 西宮市	9,387 人			0	2	2	2	(2) 基	2	(2) 基	基	箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
打出	駅ス	本 線	兵庫県 芦屋市	14,031 人			0	2	2	2	(2) 基		基	基	(3)		0	0 0	0 0	0 0	2	
芦屋	駅ス	本 線	兵庫県 芦屋市	25,375 人			0	2	2	2	(2) 基	2	基		1 (1) 箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
深江	駅ス		兵庫県 神戸市 東灘区	16,349 人		0	0	2	2	3	(3) 基	6	(6) 基			0	0	0 0	0 0			0
	駅 2		兵庫県 神戸市 東灘区	13,058 人		0	0	2	2	3	(3) 基	6	(6) 基		(1)		0	0 0	0 0		2	0
	駅ス		兵庫県 神戸市 東灘区	27,665 人			0	2	2	3	(3) 基 基	4	(4) ^基 基	基基	(1)		0	0 0	0 0			
	駅は		兵庫県 神戸市 東灘区 兵庫県 神戸市 東灘区	2,392 人			0	2	2	3		1			箇所 箇所		0	× 0 0	0 0		2	
	駅ス		兵庫県 神戸市 東灘区	6,220 人			0	1	1	1	(3) ^基 (1) ^基		(1) ^基 基	基			0	0 0	0 0			
	駅ス			10,057 人			0	2	2	2	(1) ^基	3	(2) 基				0	0 0	0 0	-		
	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 灘区	8,216 人			0	2	2	3	(3) 基	3	(2) 基		箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
西 <u>潍</u>	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 灘区	4,688 人			0	2	2	2	(2) 基	2	(2) 基		箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
岩屋	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 灘区	9,439 人			0	2	2	2	(2) 基	2	(2) 基		箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
春日野道	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 中央区	13,302 人		0	0	2	2	4	(4) 基	2	(2) 基		箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	2	0
神戸三宮	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 中央区	93,101 人		0	0	2	2	4	基	6	基	基	箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	2	0
元町	駅ス	本 線	兵庫県 神戸市 中央区	25,469 人			0	1	1	2	(4) (2) ^基	3	(6) (1) ^基	基	1 (1) 箇所		0	0 0	0 0	0 0	1	
	+	東西(神戸高速) 線		4,140 人			0	2	2	2	(2) ^基		(1) 土	基			0	0 0	0 0			
高速神戸	駅『	東西(神戸高速) 線	兵庫県 神戸市 中央区	22,798 人		0	0	2	2	3	(3) ^基	2	基	基	箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	2	0
新開地		東西(神戸高線)、南北線	兵庫県 神戸市 兵庫区	20,286 人		0	0	4	4	3	(3) 基	2	基	基	箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	4	0
大開	_	東西(神戸高速) 線	兵庫県 神戸市 兵庫区	4,588 人			0	2	2	3	(3) 基		基	基	4 (4) 箇所		0	0 0	0 0	0 0	2	
高速長田		東西(神戸高速) 線	兵庫県 神戸市 長田区	13,914 人		0	0	2	2	2	(2) 基		基	基		_	0	0 0	0 0	0 0	2	0
<u>桜川</u>	**\	西大阪延伸(阪神なんば)線	大阪府 大阪市 浪速区	5,018 人		0	0	1	1	5	(5) ^基	4	(4) 基	基	3 (3) 箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	1	0
ドーム前	补补	一番 一	大阪府 大阪市 西区	8,523 人		0	0	1	1	2	(2) 基	11	(11) ^基	基	箇所	0	0	0 0	0 0	0 0	1	0
	الا ا	西大阪延伸(阪 神なんば) 西大阪延伸(阪 幼	THE THE TENT	13,531 人		0	0	1	1	3	(3) 基	5	(5) ^基	基		0	0	0 0	0 0			0
	利	神なんば)	7 10010 7 10011	30,536 人		0	0	2	2	6	(6) 基	13	(11) ^基			0	0	0 0	0 0	1	2	0
	-		大阪府 大阪市 此花区	8,364 人			0	2	2	2	(2) 基		基	基			0	0 0	0 0	1		
	\dashv		大阪府 大阪市 此花区	7,641 人			0	2	2	2	(2) 基 並		基	基			0	0 0	0 0			
	\dashv	阪神なんば 線阪神なんば 線	大阪府 大阪市 区 西淀川 大阪府 大阪市 区	9,647 人			0	2	2	3	基	3	基	基基	(Z)		0	0 0	0 0			
	-+		上 兵庫県 西宮市		0		J	1			(3) ^基 基		(3) ^基 基	基基				-	-	-	-	
			兵庫県 西宮市		0			1			基		基	基				_	_	_		
計庫川田	-		兵庫県 西宮市		0		0	1	1		基		基		1 (1) 箇所		0	0 0	0 0	0 0	1	
	1.0	,,,,	1					i	•					_							i	

移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和3年度)

住 所

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

事業者名

阪神電気鉄道株式会社

代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役・社長 秦 雅夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

145/24/11/24/1/25/11/25/25/25/25/25/25/25/25/25/25/25/25/25/	
(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	0
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	